伝送装置

1　ＰＴＮ及びＣＷＤＭの設置基準

収容局とコア局間の伝送は、ＰＴＮ又はＣＷＤＭにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはＣＷＤＭを設置し、それ以外の収容局にはＰＴＮを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。

2　ＰＴＮの設備量算定

⑴　ＰＴＮ設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスの最繁時呼量帯域から算定されるＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの（ポート容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とする。

⑵　ＰＴＮ設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをＰＴＮユニット数とする。

ア　当該局が属するループのＰＴＮリング数を合計し、これから１を減じたもの（１に満たない場合は、１とする。）

イ　ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数をＰＴＮ１ユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

⑶　⑵のＰＴＮユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮユニット数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＰＴＮユニット数とする。

⑷　⑵のＰＴＮリング数及びＰＴＮユニット数から算定した当該局のＰＴＮ高速インタフェース数のうちＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数を当該局の10ＧＰＴＮリング数により算定し、残りをＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数とする。

⑸　⑷のＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数及びＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数及び冗長化後ＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数とし、これらからそれぞれＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数及び音声系冗長化後ＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数とする。

3　収容局設置ＣＷＤＭの設備量算定

⑴　ＣＷＤＭ設置収容局ごとに、ＣＷＤＭが接続する共用収容ルータ及び光地域ＩＰ装置の設備量からＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数及びＣＷＤＭ低速10Ｇカード数を算定する。また、当該ＣＷＤＭが接続する専用線装置の設備量からＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。

⑵　⑴のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数をＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のＣＷＤＭユニット数とする。

⑶　⑵のＣＷＤＭユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭユニット数とし、これから光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）及び専用線装置に係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

⑷　⑴のＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とする。

4　コア局設置ＣＷＤＭの設備量算定

⑴　ＣＷＤＭ設置収容局は２つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局のＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数とする。

⑵　コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数をＣＷＤＭ低速10Ｇカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。

⑶　コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数をＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード当たり最大収容ＳＴＭ－１インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数とする。

⑷　⑵及び⑶で算定したコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものをコア局渡りＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とし、これをＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。

⑸　⑵及び⑷で算定したコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、コア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを音声系コア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、音声系コア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系コア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。